

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月23日
【会社名】	株式会社オーハシテクニカ
【英訳名】	OHASHI TECHNICA INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 廣瀬 正也
【最高財務責任者の役職氏名】	上席執行役員経理部長 正木 聖二
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長廣瀬正也及び上席執行役員経理部長正木聖二は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社11社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社2社及び持分法適用関連会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲の選定に際しては、当社グループ各社はいずれも自動車関連部品又はその他関連部品を取り扱っており、各事業拠点における事業に質的に顕著な差異がないことから、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高を採用しております。全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、各事業拠点の前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高のおおむね3分の2に達している当社及びOHASHI TECHNICA U.S.A., INC.の2事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、商品の購買から販売に至るまでの一連の業務プロセスを評価するため、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に加え、買掛金に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。具体的には、重要な事業拠点である2事業拠点の棚卸資産の金額は、前連結会計年度の連結ベースの棚卸資産のおおむね3分の2に達していないことから、重要な事業拠点以外に、大橋汽车配件(広州)有限公司と大橋精密件(上海)有限公司の2事業拠点を対象として、棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象に追加しています。また、不正に関するリスクを検討した結果、会社資金を社外に送金する業務について不正リスクが大きいと判断し、送金業務プロセスを評価対象に追加しています。2025年3月期は当社及び全連結子会社を対象としましたが、整備状況及び運用状況の評価において特段の問題は検出されなかったことから、2026年3月期からの評価頻度は原則として2年に一度、かつ1年毎に半数強の事業拠点を対象とすることとし、2026年3月期は当社及び連結子会社8社を対象に実施しました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。